

## 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1. 概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものです。

### 2. 基本的な考え方

今回の国省令の改正内容について、業務の継続性及び子どもの安全確保等の観点から市内の実情をふまえ検討した結果、国省令の改正内容に特段の支障がなく、変更や新たな設定、独自基準は不要と判断しました。

つきましては、国省令の改正内容どおり、市条例で必要な改正を行うこととしました。

### 3. 改正概要

改正概要	市条例	国省令
業務継続計画の策定等		
児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第13条 第1項	第9条の3 第1項
児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	第13条 第2項	第9条の3 第2項
児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	第13条 第3項	第9条の3 第3項
衛生管理等		
児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	第14条 第2項	第10条 第2項